

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本方針

令和5年6月

岩手県



# 目 次

はじめに	… 1
1 基本方針策定の趣旨等	… 1
2 基本方針の期間	… 1
3 基本方針の構成	… 1
<b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</b>	… 2
<b>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標</b>	… 4
1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標	… 5
(1) 個別経営	… 5
(2) リーディング経営体	… 6
(3) 集落型の農業法人	… 6
(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等	… 7
2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	… 7
<b>第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項</b>	… 8
<b>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</b>	… 11
<b>第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項</b>	… 12
1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	… 12
2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	… 13
3 効率的かつ安定的な農業経営を育成するための体制等	… 13
別表1 個別経営の営農類型、経営規模、生産方式	… 14
別表2 リーディング経営体の営農類型、経営規模、生産方式	… 18
別表3 集落型の農業法人の営農類型、経営規模、生産方式	… 19
別表4 新たに農業経営を営もうとする青年等の営農類型、経営規模、生産方式	… 20



## はじめに

### 1 基本方針策定の趣旨等

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第5条の規定に基づき、担い手が目指すべき経営指標や農地集積の目標等について、おおむね5年ごとに10年間を見通した総合的な計画を都道府県が定めることとされている。

その策定に当たっては、国の食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を参考にすることとされており、今回、新たな基本計画の策定（令和2年3月）を踏まえて、基本方針を策定するものである。

なお、基本方針は、市町村が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下、「基本構想」という。）を策定する際の指針となるものであり、市町村はこの基本方針に沿って基本構想を策定するとともに、基本構想に照らして農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定を行うこととなる。

### 2 基本方針の期間

この基本方針の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

なお、基本方針は、おおむね5年ごとに見直すものである。

### 3 基本方針の構成

この基本方針は、法第5条第2項に掲げる事項を踏まえ、次の第1から第5により構成する。

#### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

本県における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述し、本県において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方を示している。

#### 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本県において展開している主な営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する指標を経営形態別（個別経営体、組織経営体別）に示している。

#### 第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

農業を担う者の確保及び育成の考え方、農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）の体制及び運営方針等について示している。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合等をおおむね10年後を見通して示している。

#### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項、農地中間管理機構が取り組む事業の範囲に係る基準等とともに、事業の推進に関連した推進体制の整備、県内の指導機関の位置付けと役割について示している。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

我が国の農業は、国民生活に必要な不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、国土保全等の多面的機能を有し、農村は、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしている。

一方で、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も、農業者の大幅な減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの維持が困難となること等が懸念されている。

本県においても、基幹的農業従事者の減少と高齢化が同時に進んでいることに加え、小規模な経営体が多く、生産コストが高い状況となっている。

こうした状況に対処するため、県では、「いわて県民計画（2019～2028）」に基づき、「農林水産業やものづくり産業などの活力ある産業のもとで、安定した雇用が確保され、また、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができる岩手」の実現をめざし、①意欲と能力のある経営体の育成、②収益力の高い「食料・木材供給基地」づくり、③農林水産物の付加価値の向上と販路の拡大などを推進している。

また、市町村・地域においては、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した「地域農業マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）の目標実現に向けた取組を展開している。

一方、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定（令和2年3月31日閣議決定）され、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、実質化されたマスタープランの実行と農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化の加速化などに取り組むこととされた。

また、法が改正（令和5年4月1日施行）され、地域の農業を担う者の確保及び育成を図るために県がセンターとしての機能を担う体制を整備すること、また、基本構想を策定している市町村において地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めることとされた。

今後は、センターによる就農から経営発展までの一貫してきめ細やかなサポートにより、新規就農者の確保・育成や円滑な経営継承等を図るとともに、農地中間管理機構による農地の賃借等により、マスタープランに位置付けられた中心経営体やリーディング経営体の候補、地域計画に位置づけられた担い手等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化などを促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

これらの取組の推進に当たっては、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなることが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の指標を明らかにするものとする。

具体的には、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、本県のお他産業従事者並の年間総労働時間で、本県のお他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るものとする。

### 1 目標達成のための推進方向

- (1) 農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対し、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ重点的に講ずるものとする。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、青年等就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携した重点的な支援を実施する。
- (3) 個別経営体が不足する地域においては、特定農業団体や特定農業法人など、経営体としての実態を有する集落営農組織及び農作業の受託等を専門的に行うサービス事業体を育成するほか、地域の実情に応じ、農業協同組合や市町村農業公社等が行う農作業受託事業を促進する。
- (4) 農地の集積・集約化の促進に当たっては、マスタープランやマスタープランを基礎として策定される地域計画に基づき、地域の担い手間の利用調整を十分行い、それぞれの経営が面的にまとまるよう配慮する。  
さらに、ほ場整備事業によるほ場の大区画化、農用地利用改善団体等による利用権の設定等や農作業受委託の際の利用調整を通じて農地利用の集団化を促進する。
- (5) 女性農業者が、主体性を持ったパートナーとして経営に参画できるよう、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を促進する。また、農業後継者等への円滑な経営継承を図るため、農業技術習得や経営管理等に対する支援を行う。
- (6) 地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置付け、その育成を図るため、経営の規模拡大や多角化など、経営発展段階に応じた取組を支援する。
- (7) 法人形態のもつ各般の利点や雇用就農の受け皿としての役割などを踏まえ、地域や経営の実情に応じて法人化を推進するものとし、集落営農組織や法人化を志向する経営体を対象として支援する。
- (8) 作目別の推進方向
- ア 土地利用型農業については、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業（以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。）のほか、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業等を活用することにより、利用権の設定等及び農作業受委託を促進し、経営規模の拡大、農地の面的利用集積を図る。  
特に、麦・大豆等については、経営規模を拡大する対策等の活用により団地化を図るとともに、担い手への農地の利用集積を促進する。
- イ 地域の立地条件に応じて野菜、花き等高収益作目の導入による経営規模の拡大を図るとともに、地域資源を活かした商品開発や販路の拡大など、経営の高度化・多角化を促進する。

## 2 広域振興圏別の基本的な方向

本県では、平地地域から中山間地域まで農地が広がり、立地特性も異なることから、それぞれの地域の立地条件に応じた農業の展開を図るものとする。

### (1) 県央広域振興圏（盛岡広域振興局管内）

ア 経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を促進する。

イ 省力・高品質生産を実現するスマート農業やデータ駆動型農業、経営改善につながる国際水準GAPの実施を推進し、安全安心で競争力のある産地づくりを進める。

### (2) 県南広域振興圏（県南広域振興局管内）

ア 地域の中核となる経営体の経営力の向上や集落営農組織の法人化等を促進するとともに、農業DXの推進、ほ場整備等を契機とした農地の集積・集約化などによる効率的な地域営農体制の構築支援、将来の産地を担う新規就農者の確保・定着を図る。

イ 県オリジナル水稲品種のブランド力強化や、園芸・畜産の経営規模の拡大、労働力の安定確保等を図るとともに、安全・安心で高品質な農畜産物の生産や一層の高付加価値化に向けた6次産業化等の取組を促進する。

### (3) 沿岸広域振興圏（沿岸広域振興局管内）

ア 地域農業をけん引する経営体や再生農地における営農組織の育成、新規就農者の確保などに取り組む。

イ 園芸産地の振興や高品質な畜産物の安定生産・供給に向けた取組を進めるとともに、鳥獣被害防止対策を強化し、地域特性を生かした農畜産物の産地力の向上を推進する。

### (4) 県北広域振興圏（県北広域振興局管内）

ア 地域農業の中心となる経営体の経営力の向上や経営基盤の強化を促進するとともに、次代を担う新規就農者の定着に向けた支援に取り組む。

イ 革新的な技術の導入や特色ある農畜産物のブランド化の促進に取り組む。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的な目標及び指標

第1に示した基本的な方向に即し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標は、下表のとおりとし、その目標達成を図るための営農類型ごとの指標は次のとおりである。

区 分	現状（令和元年度）	目標（令和12年度）
農業経営改善計画の認定経営体数	6,581 経営体	6,500 経営体
新規就農者数	268 人/年	280 人/年

### （目標の考え方）

農業経営改善計画の認定経営体数については、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に掲げる農地集積の目標8割に相当する耕地面積をカバーできる経営体数を設定。

また、新規就農者数については、上記の経営体数を確保するために必要な人数を設定。



1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営

ア 目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得が570万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は420万円程度）を提示する。

また、労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系とする。

イ 各広域振興圏における営農類型は、下表のとおりである。

ウ なお、下表の営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別表1のとおりである。

	営農類型及び経営規模	広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	水稲 15.0ha + 小麦 8.0ha	○	○		
2	水稲 3.0ha + 水稲作業受託 15.0ha + 小麦 10.0ha	○	○		○
3	水稲 15.0ha + 飼料用米 9.0ha	○	○	○	○
4	水稲 15.0ha + WC S 稲 9.0ha	○	○	○	○
5	野菜（トマト 0.5ha）	○	○	○	○
6	野菜（きゅうり 0.55ha）	○	○	○	○
7	野菜（ピーマン 0.6ha）	○	○	○	○
8	野菜（ほうれんそう 0.7ha）	○		○	○
9	野菜（キャベツ 10.0ha + だいこん 3.0ha）	○			○
10	野菜（キャベツ 10.0ha + ながいも 3.0ha）	○			○
11	菌茸（菌床しいたけ 36 千玉）				○
12	花き（りんどう 1.0ha）	○			
13	花き（りんどう 0.9ha + トルコギキョウ 0.1ha）		○	○	○
14	花き（小ぎく 2.0ha）		○	○	
15	果樹（りんご 2.0ha）	○	○	○	○
16	工芸作物（葉たばこ 2.4ha）	○	○		○
17	酪農（経産牛 42 頭） + 飼料作物 3.0ha + 牧草 13.0ha	○	○	○	○
18	肉用牛（黒毛和種繁殖 24 頭 + 肥育 64 頭） + 牧草 5.5ha	○	○	○	○
19	肉用牛（黒毛和種繁殖 25 頭） + 牧草 3.6ha + 水稲 3.1ha	○	○	○	○
20	肉用牛（黒毛和種肥育 100 頭） + 牧草 3.5ha + 飼料用米 13.0ha	○	○	○	○

21	肉用牛（日本短角種繁殖 27 頭＋肥育 80 頭）＋牧草 7.8ha			○	○
22	養豚（繁殖雌豚 100 頭）	○	○	○	○
23	肉用鶏（飼育羽数 20 千羽）	○	○	○	○

(2) リーディング経営体

ア (1) の個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね 1,000 万円以上）へ育成する。

イ 各広域振興圏における個別経営による営農類型は、下表のとおりである。

ウ なお、下表の営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別表 2 のとおりである。

	営農類型及び経営規模	広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	水稲 25.0ha＋小麦 11.0ha	○	○		○
2	野菜（トマト 1.2ha）	○	○	○	○
3	野菜（トマト(高規格ハウス栽培)0.5ha)	○	○	○	○
4	酪農（経産牛 90 頭）＋飼料作物 5.0ha＋牧草 30.0ha	○	○	○	○
5	酪農（経産牛 90 頭、飼料生産外部委託）	○	○	○	○

(3) 集落型の農業法人（特定農業法人など）

ア 主たる従事者 2 人が中心となり、30～40ha の営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とする。

イ 主たる従事者が（1）で掲げる他産業並みの労働時間（年間 2,000 時間）で、地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得（年間所得 420 万円）に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

ウ なお、下表の営農類型及び経営規模に対応する生産方式は別表 3 のとおりである。

	営農類型及び経営規模	広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	水稲 26.0ha＋小麦 14.0ha	○	○	○	○
2	水稲 26.0ha＋大豆 14.0ha	○	○	○	○
3	水稲 60.0ha＋小麦 15.0ha＋大豆 15.0ha＋そば 7.0ha(2年3作)	○	○		
4	水稲 26.0ha＋りんどう 2.0ha	○	○	○	○

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が「就業後間もない他産業従事者」並の250万円程度を確保できる経営とする。

イ 各広域振興圏における営農類型は、下表のとおりである。

ウ なお、下表の営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別表4のとおりである。

	営農類型及び経営規模	広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	野菜（きゅうり 0.2ha、半促成＋抑制栽培）	○	○	○	○
2	野菜（きゅうり 0.2ha、露地栽培）	○	○	○	○
3	野菜（トマト 0.2ha）	○	○	○	○
4	野菜（ミニトマト 0.12ha）	○	○	○	○
5	野菜（ピーマン 0.2ha）	○	○	○	○
6	野菜（ほうれんそう 0.4ha）	○	○	○	○
7	菌茸（菌床しいたけ 28 千玉）	○	○	○	○
8	花き（りんどう 0.38ha）	○	○	○	○

(注) 労働力構成として経営主1名とその家族等1名程度で営まれることを想定

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践</li> <li>・ 経営相談センター等の専門家の積極的な活用</li> <li>・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離</li> <li>・ 研修等による経営管理能力の向上</li> <li>・ 経営体質の強化のための自己資本の充実</li> <li>・ 経営内の役割の明確化</li> <li>・ 生産工程管理（GAP）の実施</li> <li>・ 必要に応じ、法人形態への移行</li> <li>・ 青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入</li> <li>・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保</li> <li>・ 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保</li> <li>・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保</li> <li>・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実</li> </ul>

### 第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 本県の安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に生産し、本県農業を持続的に発展させていくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体の育成や、次代を担う新規就農者の確保・育成、多様な担い手の確保に取り組む必要がある。
- (2) このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について重点的に支援する。
- (3) また、次代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等への個別相談や、県内外での就農相談会の開催、移住・定住を含めた総合的な就農支援情報の全国発信などに市町村や農業関係団体と連携して取り組むとともに、県内の地方農業担い手育成推進協議会による相談への対応・情報の提供、生産技術や経営管理の研修の実施など、地域が主体となった取組を促進する。
- (4) さらに、小規模・家族経営や農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」などの多様な形で農業に関わる者についても、農地を有効活用しながら、地域の農業・農村を維持していく取組を促進する。
- (5) このほか、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、農作業の受託や機械等のリース・レンタル、人材派遣など、労働力確保等をサポートする農業支援サービス事業体の育成及び活用を促進する。

#### 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

- (1) 法第11条の11の規定に基づき、県は、センターとしての機能を担う体制を整備し、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町村への紹介等を行うこととする。
- (2) センターは、以下の業務を行うこととする。
  - ア 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
  - イ 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
  - ウ 農業経営の計画的な継承のための相談対応、専門家派遣、啓発活動
  - エ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

- (3) センターは、岩手県農業協同組合中央会、公益社団法人岩手県農業公社、一般社団法人岩手県農業会議等の農業系団体のほか、商工系団体や専門家団体等と連携して農業を担う者のサポートを行うものとする。
- (4) 県は、センターの運営内容を定めた規程について、前年度の活動状況や当年度の予算措置状況等を踏まえて関係機関と協議の上、年度ごとに作成する。
- (5) センターの相談窓口については、経営関係のサポートに関しては県農業振興課及び岩手県農業協同組合中央会、就農関係のサポートに関しては県農業普及技術課に設置することとし、関係機関・団体が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

### 3 県が主体的に行う取組

- (1) 農業を担う者を幅広く確保するため、センターの構成団体と連携して、本県の農業の魅力、市町村・地域毎の支援体制等について、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。
- (2) 新たに就農しようとする青年等に対する研修を実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画の認定制度の普及及び国等の支援事業の活用を働き掛ける。
- (3) 認定農業者が農業経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう計画的に巡回指導等を行う。
- (4) 農業大学の機能強化を図り、高度な専門知識や技術・経営に関する実践教育等を通じて、地域社会の持続的な発展を担うリーダーとなる青年農業者の育成に取り組む。

### 4 関係機関との連携・役割分担の考え方

- (1) センターは、構成団体や伴走機関に加え、市町村農業委員会、農業協同組合等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、労働局や公共職業安定所、集落等とも連携しながら、就農相談や県が計画する新規就農者の確保・育成対策活動等を推進する。
- (2) 公益社団法人岩手県農業公社は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応や農地中間管理事業の活用支援等を行う。
- (3) 一般社団法人岩手県農業会議は、農業法人等からの求人情報の収集と提供を行うとともに、市町村農業委員会と連携して農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせんなどを行う。
- (4) 市町村は、就農等希望者の受入について、地方農業担い手育成推進協議会と連携し、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

- (5) 岩手県農業法人協会及び岩手県農業農村指導士協会は、経営発展に向けた取組内容の紹介等を行う。
  - (6) 株式会社日本政策金融公庫及び岩手県信用農業協同組合連合会は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資の活用を含む経営面でのアドバイスや関連情報の提供などを行う。
  - (7) いわて農山漁村発イノベーション支援センター及び公益財団法人いわて産業振興センターは、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策の活用を含めた支援・サポートを行う。
  - (8) 専門家団体は、農業者の経営課題に対する支援や指導等を行う専門家との連絡調整を行う。
  - (9) いわてアグリフロンティアスクール及び岩手県立農業大学校は、経営力向上支援や研修等による技術習得・定着支援を行う。
  - (10) 農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要なサポートを行う。
  - (11) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニティづくりを行う。
  - (12) 農業支援サービス事業体の活用に関し、市町村は、農業支援サービス事業体に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛けるとともに、農業委員会は、地域の農業支援サービス事業体に関する情報の収集及び農業支援サービス事業体による農作業の受委託の促進に努める。
- 5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
- (1) 市町村は、地方農業担い手育成推進協議会と連携し、就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報をセンターに提供する。
  - (2) センターは、市町村から提供を受けた就農支援情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者に情報提供する。
  - (3) センターは、就農等希望者、雇用就農を受け入れる農業法人、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて就農先の市町村の担当者等に紹介する。
  - (4) センター及び農業改良普及センターは、就農等希望者を市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行う。

- (5) 地方農業担い手育成推進協議会は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、センターに情報提供するとともに、センターは、就農等希望者とマッチングを行い、円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標は、次のとおりである。

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

広域振興圏	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
県央広域振興圏	おおむね 80%
県南広域振興圏	おおむね 85%
沿岸広域振興圏	おおむね 60%
県北広域振興圏	おおむね 70%

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、令和12年度とする。

##### (目標の考え方)

「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に掲げる農地集積目標8割に基づき、広域振興局圏ごとに設定。

##### 2 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的利用集積についての目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営むものが、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進しその割合が高まるよう努める。

##### 3 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、ほ場整備事業や地域計画に基づく農地中間管理事業の推進等により、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。また、中山間地域や担い手不足の地域においては、小規模・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、地域全体で農用地の確保・有効利用を図る。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示した営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、これらの経営が第4で示すような地域の農用地利用に占める面積シェアの目標達成を図るためには、従来にも増して、担い手の育成と確保に向けた積極的な取組が必要である。

このため、県は、関係機関・団体、岩手県農業再生協議会等と連携して、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業等の農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に講ずることとし、これらの措置が、効率的かつ安定的な農業経営の育成に結びつくよう、法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画及び同法第14条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画の認定制度を活用した担い手の育成・確保を推進する。

(1) 利用権設定等促進事業及び委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業については、各地域の特性に即した営農類型による効率的かつ安定的な農業経営の育成と、地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、これらの経営への農用地の利用の集積を促進する。

この場合、ほ場整備事業等の実施地域における換地と利用権設定の一体的推進や、利用権の設定等と農作業受委託の総合的推進が図られるよう指導する。

また、賃借料や農作業受託料金が適正な水準に設定され、効率的かつ安定的な農業経営の発展に資するよう指導する。

なお、農地所有適格法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農地所有適格法人の構成員が当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の安定的発展が図られるよう留意する。

(2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業については、集落段階における話し合いによる土地利用調整を通じ、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用の集積を促進するため、地域農業再生協議会との連携を図り、農用地利用改善団体等の活動の強化を図る。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、関係者の合意のもとに、地区内農用地の受け手となる特定農業団体又は特定農業法人の設立を促進する。

(3) 農地中間管理事業及び特例事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を重点的、効率的に実施するよう指導する。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成する事業については、より多くの若い新規就農者を地域の中心的な担い手として定着させるため、栽培技術や農業経営に関する知識と技能の効果的な習得を支援する。

さらに、新規就農者を対象とした各種支援事業を活用した就農準備や就農直後の経営確立、青年等就農資金を活用した生産条件の整備を図り、早期経営安定や着実な定着を支援する。



## 2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

(1) 県の区域を事業実施地域として農地中間管理事業及び特例事業を行う法人は、公益社団法人岩手県農業公社とする。

(2) 公益社団法人岩手県農業公社は、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者等本県の農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、農地中間管理事業及び特例事業（農用地等を買入れて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業）を実施するものとする。

## 3 効率的かつ安定的な農業経営を育成するための体制等

(1) 農業経営基盤の強化の促進のための措置の実施に当たっては、県段階においては、県や関係機関・団体、岩手県農業再生協議会が連携・役割分担を図り、総合的・効果的に推進する。

また、市町村段階においても、県段階に準じ、地域の実情に応じて市町村や関係機関・団体、地域農業再生協議会等が連携した体制を整備するとともに、機能の強化を図る。

(2) 市町村においては、マスタープランやマスタープランを基礎として策定される地域計画の実現に向け、新規就農者を認定新規就農者に、中心経営体を認定農業者に誘導するとともに、県や県段階の協議会等と連携しながら、認定農業者の農業経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事者の態様の改善のための指導や研修等を実施する。

また、認定農業者が農業経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、センターが派遣する専門的な知識を有する者の積極的な活用を促進する。

(3) さらに、市町村や農業協同組合等で構成する「地方農業担い手育成推進協議会」が、新規就農者確保・育成アクションプランを策定するとともに、その実行により、地域や産地が主体となった新規就農者の確保・育成体制の確立を図るものとする。

【別表 1】個別経営の営農類型、経営規模、生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
1	水稻 +小麦	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻=15.0ha</li> <li>・ 小麦=8.0ha</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23.0ha (うち借地 10.0ha)</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター(50ps) 1台</li> <li>・ 田植機(6条) 1台</li> <li>・ 播種機(点播4条) 1台</li> <li>・ 乗用管理機 1台</li> <li>・ コンバイン(5条) 1台</li> <li>・ 乾燥機(3.5t) 3台、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場の集団化</li> <li>・ 必要に応じ、園芸品目を導入</li> </ul>	○	○		
2	水稻(作業受託含) +小麦	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻=3.0ha</li> <li>・ 作業受託=15.0ha (水稻基幹3作業)</li> <li>・ 小麦=10.0ha</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13.0ha</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター(50ps) 1台</li> <li>・ 田植機(6条) 1台</li> <li>・ 播種機(点播4条) 1台</li> <li>・ 乗用管理機 1台</li> <li>・ コンバイン(5条) 1台</li> <li>・ 乾燥機(3.5t) 3台、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場の集団化</li> <li>・ 必要に応じ、園芸品目を導入</li> </ul>	○	○		○
3	水稻 +飼料用米	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻=15.0ha</li> <li>・ 飼料用米=9.0ha (直播栽培)</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24.0ha (うち借地 9.6ha)</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター(50ps) 1台</li> <li>・ 田植機(6条) 1台</li> <li>・ 直播オプション一式</li> <li>・ 乗用管理機 1台</li> <li>・ コンバイン(5条) 1台</li> <li>・ 乾燥機(3.5t) 3台、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼料用米は直播栽培を導入</li> </ul>	○	○	○	○
4	水稻 +WC S 稲	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻=15.0ha</li> <li>・ WC S=9.0ha (直播栽培)</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24.0ha (うち借地 9.6ha)</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター(50ps) 1台</li> <li>・ 田植機(6条) 1台</li> <li>・ 直播オプション一式</li> <li>・ 乗用管理機 1台</li> <li>・ コンバイン(5条) 1台</li> <li>・ 乾燥機(3.5t) 3台、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WC Sは直播栽培導入、収穫期以降は作業委託</li> </ul>	○	○	○	○
5	野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トマト=0.5ha</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.5ha</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易ビニールハウス 5,000 m<sup>2</sup></li> <li>・ トラクター(20ps) 1台</li> <li>・ 動力噴霧機(自走式) 1台</li> <li>・ 養液土耕栽培システム1式、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養液土耕栽培</li> <li>・ 収穫期に雇用を導入</li> </ul>	○	○	○	○
6	野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ きゅうり=0.55ha</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.55ha</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易ビニールハウス 1,500 m<sup>2</sup></li> <li>・ トラクター(30ps) 1台</li> <li>・ 動力噴霧機(自走式) 1台</li> <li>・ 温風暖房機、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 露地普通、半促成+抑制の組合せ</li> <li>・ 収穫期を中心に雇用を導入</li> </ul>	○	○	○	○

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
7	野菜専作	<作付面積> ・ピーマン=0.6ha  <経営面積> ・0.6ha	<資本装備> ・簡易ビニールハウス 6,000 m <sup>2</sup> ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台、他  <その他> ・雨よけ栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入	○	○	○	○
8	野菜専作	<作付面積> ・ほうれんそう=0.7ha  <経営面積> ・0.7ha	<資本装備> ・簡易ビニールハウス 7,000 m <sup>2</sup> ・トラクター(25ps) 1台 ・真空播種機(人力、2条) 1台 ・ほうれんそう調製機(全長 300cm) 1台 ・野菜フィルム包装機(計量機付) 1台 ・予冷庫(1坪) 1台、他  <その他> ・雨よけ栽培 4.5 回転	○		○	○
9	野菜専作	<作付面積> ・キャベツ=10.0ha ・だいこん=3.0ha  <経営面積> ・13.0ha	<資本装備> ・トラクター(50ps、35ps) 2台 ・野菜移植機 1台 ・乗用管理機 2台、他  <その他> ・労働力利用の平準化が図られるよう作期を分散	○			○
10	野菜専作	<作付面積> ・キャベツ=10.0ha ・ながいも=3.0ha  <経営面積> ・13.0ha	<資本装備> ・トラクター(40ps、35ps) 2台 ・野菜移植機 1台 ・乗用管理機 1台 ・トレンチャー 1台、他  <その他> ・労働力利用の平準化が図られるよう作期を分散	○			○
11	菌茸専作	<作付面積等> ・生しいたけ=36 千玉	<資本装備> ・ウレタン吹き付けハウス 832 m <sup>2</sup> ・温風暖房機 ・予冷庫(1坪) 1台、他  <その他> ・菌床栽培 ・施設は補助事業を活用				○
12	花き専作	<作付面積> ・りんどう=1.0ha  <経営面積> ・1.0ha	<資本装備> ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・フラワーバインダー 1台、他  <その他> ・極早生、早生、晩生、極晩生品種の組合せ(採花ほ場面積のみ)	○			
13	花き専作	<作付面積> ・りんどう=0.9ha ・トルコギキョウ=0.1ha  <経営面積> ・1.0ha	<資本装備> ・簡易ビニールハウス 1,000 m <sup>2</sup> ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・フラワーバインダー 1台、他  <その他> ・りんどうについては極早生、早生、晩生、極晩生品種の組合せ(採花ほ場面積のみ)		○	○	○
14	花き専作	<作付面積> ・小ぎく=2.0ha  <経営面積> ・2.0ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・フラワーバインダー 1台、他  <その他> ・8月咲きと9月咲き、10月咲きの組合せ		○	○	

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
15	果樹	<作付面積> ・りんご＝2.0ha  <経営面積> ・2.0ha	<資本装備> ・トラクター(20ps)1台 ・スピードスプレーヤー1台 ・ロータリーモア(乗用)1台、他  <その他> ・早生、中生、晩生の組合せ ・共同選別の実施	○	○	○	○
16	工芸作物専作	<作付面積> ・葉たばこ＝2.4ha  <経営面積> ・2.4ha	<資本装備> ・トラクター(30ps)1台 ・たばこ管理作業車(高架型)1台 ・たばこ幹刈機1台、他  <その他> ・トラクター作業が可能なほ場条件の整備 ・施設、機械導入は補助事業を活用	○	○		○
17	酪農専作	<作付面積等> ・経産牛＝42頭 ・飼料作物＝3.0ha ・牧草＝16.0ha  <経営面積> ・16.0ha	<資本装備> ・畜舎680㎡ ・トラクター(50ps、85ps)2台 ・パイプラインミルクカー、他  <その他> ・月2回ヘルパー利用 ・ほ場の集団化 ・コーンハーベスタ等飼料調製用機械の共同所有、共同作業	○	○	○	○
18	肉用牛(一貫)	<作付面積等> ・黒毛和種(繁殖)＝24頭 ・黒毛和種(肥育)＝64頭 ・牧草＝5.5ha  <経営面積> ・5.5ha	<資本装備> ・畜舎680㎡ ・トラクター(50ps)2台、他  <その他> ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化	○	○	○	○
19	肉用牛(繁殖) ＋水稻	<作付面積等> ・黒毛和種＝25頭 ・牧草＝3.6ha ・水稻＝3.1ha  <経営面積> ・6.7ha	<資本装備> ・畜舎300㎡ ・トラクター(50ps)1台、他  <その他> ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化 ・コンバイン等の共同所有、共同作業	○	○	○	○
20	肉用牛(肥育) ＋飼料用米	<作付面積等> ・黒毛和種＝100頭 ・牧草＝3.5ha ・飼料用米＝13.0ha  <経営面積> ・16.5ha	<資本装備> ・畜舎610㎡ ・トラクター(50ps)2台 ・田植機(6条)1台 ・コンバイン(4条)1台、他  <その他> ・ほ場の集団化 ・飼料用米は直播栽培を導入	○	○	○	○
21	肉用牛 (短角一貫体系)	<作付面積等> ・日本短角種(繁殖)＝27頭 ・日本短角種(肥育)＝80頭 ・牧草＝7.8ha  <経営面積> ・7.8ha	<資本装備> ・畜舎810㎡ ・トラクター(50ps)2台、他  <その他> ・飼料給与体系は、肥育前期粗飼料多給 ・ロールベアラ等飼料調製用機械の共同所有、共同作業			○	○

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
22	養豚専作	<飼育頭数> ・繁殖雌豚=100頭	<資本装備> ・種豚舎 351 m <sup>2</sup> ・子豚舎 194 m <sup>2</sup> ・肥育舎 640 m <sup>2</sup> ・分娩舎 204 m <sup>2</sup> 、他  <その他> ・繁殖・肥育の一貫経営	○	○	○	○
23	肉用鶏専作	<飼育羽数> ・肉用鶏=20千羽	<資本装備> ・鶏舎 2,310 m <sup>2</sup> 、他  <その他> ・自動給餌等省力管理方式の導入 ・年5回出荷	○	○	○	○

【別表2】リーディング経営体の営農類型、経営規模、生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
1	水稻 +小麦	<作付面積> ・ 水稻=25.0ha ・ 小麦=11.0ha  <経営面積> ・ 36.0ha (うち借地 15.0ha)	<資本装備> ・ トラクター(50ps) 2台 ・ 田植機(6条) 2台 ・ 乗用管理機 1台 ・ コンバイン(5条) 2台 ・ 乾燥機(3.2t) 3台、他  <その他> ・ ほ場の集団化 ・ 必要に応じ園芸品目、農産加工の導入	○	○		○
2	野菜専作	<作付面積> ・ トマト=1.2ha  <経営面積> ・ 1.2ha	<資本装備> ・ 簡易ビニールハウス 12,000㎡ ・ トラクター(20ps) 1台 ・ 動力噴霧機(自走式) 1台 ・ 養液土耕栽培システム1式、他  <その他> ・ 養液土耕栽培 ・ 収穫期を中心に雇用を導入	○	○	○	○
3	野菜専作	<作付面積> ・ トマト=0.5ha  <経営面積> ・ 0.5ha	<資本装備> ・ 補強型ハウス 5,000㎡ ・ 複合環境制御装置、他  <その他> ・ 単収 30t ・ 長期的な雇用	○	○	○	○
4	酪農専作	<作付面積等> ・ 経産牛=90頭 ・ 飼料作物=5.0ha ・ 牧草=30.0ha  <経営面積> ・ 35.0ha	<資本装備> ・ 畜舎 1,080㎡ ・ トラクター(50ps、105ps) 2台 ・ ミルキングパーラー、他  <その他> ・ フリーストール方式の導入	○	○	○	○
5	酪農専作 (飼料生産外部委託)	<作付面積等> ・ 経産牛=90頭	<資本装備> ・ 畜舎 1,080㎡ ・ トラクター(50ps) 1台 ・ ミルキングパーラー、他  <その他> ・ TMRセンター利用 ・ フリーストール方式の導入	○	○	○	○

【別表3】集落型の農業法人の営農類型、経営規模、生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
1	<p>水稻 ＋小麦</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考) 構成員の労賃・地代収入合計額441万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻＝26.0ha</li> <li>・小麦＝14.0ha</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40.0ha (うち借地40.0ha)</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(50ps)2台</li> <li>・田植機(6条)2台</li> <li>・麦播種機(点播4条)1台</li> <li>・乗用管理機1台</li> <li>・コンバイン(5条)2台</li> <li>・乾燥機(5t)3台、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の集団化</li> <li>・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入</li> </ul>	○	○	○	○
2	<p>水稻 ＋大豆</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考) 構成員の労賃・地代収入合計額425万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻＝26.0ha</li> <li>・大豆＝14.0ha</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40.0ha (うち借地40.0ha)</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(50ps)2台</li> <li>・田植機(6条)2台</li> <li>・大豆播種機(点播4条)1台</li> <li>・乗用管理機1台</li> <li>・コンバイン(5条)2台</li> <li>・普通型コンバイン1台</li> <li>・乾燥機(3.2t)3台</li> <li>・静置式乾燥機(1.8t)2台、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.1に同じ</li> </ul>	○	○		
3	<p>水稻 ＋小麦 ＋大豆 ＋そば</p> <p>主たる従事者4人</p> <p>(参考) 構成員の労賃・地代収入合計額1,036万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻＝60.0ha</li> <li>・小麦＝15.0ha</li> <li>・大豆＝15.0ha</li> <li>・そば＝7.0ha</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・97.0ha (うち借地90.0ha)</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(50ps)4台</li> <li>・田植機(6条、直播オプション式)2台</li> <li>・大豆播種機(点播4条)1台</li> <li>・乗用管理機1台</li> <li>・コンバイン(4条)2台</li> <li>・普通型コンバイン1台</li> <li>・乾燥機(3.2t)3台</li> <li>・静置式乾燥機(1.8t)2台、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻は移植、直播各30.0haで収穫期をずらすことで機械を共有</li> <li>・そばは小麦、大豆の裏作</li> <li>・ほ場の集団化</li> <li>・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入</li> </ul>	○	○	○	○
4	<p>水稻 ＋りんどう</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考) 構成員の賃金・地代収入合計額976万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻＝26.0ha</li> <li>・りんどう＝2.0ha</li> </ul> <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・28.0ha (うち借地28.0ha)</li> </ul>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(50ps)2台</li> <li>・田植機(6条)2台</li> <li>・コンバイン(5条)2台</li> <li>・乾燥機(5t)3台</li> <li>・動力噴霧機(自走式)1台</li> <li>・フラワーバインダー1台、他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の集団化</li> </ul>	○	○	○	○

【別表4】新たに農業経営を営もうとする青年等の営農類型、経営規模、生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
1	野菜専作	〈作付面積〉 ・きゅうり=0.2ha  〈経営面積〉 ・0.2ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス2,000㎡ ・トラクター(20ps)1台 ・動力噴霧機(自走式)1台 ・温風暖房機、他  〈その他〉 ・半促成+抑制栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は19t/10a	○	○	○	○
2	野菜専作	〈作付面積〉 ・きゅうり=0.2ha  〈経営面積〉 ・0.2ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30ps)1台 ・管理機(ロータリ付)1台 ・マルチャー(管理機用)1台 ・マルチスプレーヤ(ロー自走式)1台、他  〈その他〉 ・露地栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は12t/10a	○	○	○	○
3	野菜専作	〈作付面積〉 ・トマト=0.2ha  〈経営面積〉 ・0.2ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス2,000㎡ ・トラクター(20ps)1台 ・動力噴霧機(自走式)1台 ・養液土耕栽培システム1式、他  〈その他〉 ・夏秋どり、養液土耕栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2、ただし養液土耕栽培システムは除く) ・単収は12t/10a	○	○	○	○
4	野菜専作	〈作付面積〉 ・ミニトマト=0.12ha  〈経営面積〉 ・0.12ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス1,200㎡ ・トラクター(20ps)1台 ・動力噴霧機(自走式)1台 ・ミニトマト選別機1台、他  〈その他〉 ・夏秋どり、自動かん水、土耕栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は6.5t/10a	○	○	○	○
5	野菜専作	〈作付面積〉 ・ピーマン=0.2ha  〈経営面積〉 ・0.2ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス2,000㎡ ・トラクター(20ps)1台 ・動力噴霧機(自走式)1台、他  〈その他〉 ・雨よけハウス栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は9t/10a	○	○	○	○
6	野菜専作	〈作付面積〉 ・ほうれんそう=0.4ha  〈経営面積〉 ・0.4ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス4,000㎡ ・トラクター(25ps)1台 ・真空播種機(人力、2条)1台 ・ほうれんそう調製機(全長300cm)1台 ・野菜フィルム包装機(計量機付)1台 ・予冷庫(1坪)1台、他  〈その他〉 ・雨よけ栽培4回転 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は0.8t/10a(1回転当たり)	○	○	○	○



	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
7	菌茸専作	<作付面積> ・生しいたけ=28 千玉	<資本装備> ・ウレタン吹き付けハウス 646 m <sup>2</sup> ・温風暖房機 ・予冷库(1坪) 1台、他  <その他> ・菌床、春夏+秋冬発生型栽培 ・機械は中古(標準価格の1/2) ・施設は補助事業を活用 ・単収は 900kg/1,000 玉	○	○	○	○
8	花き専作	<作付面積> ・りんどう=0.38ha  <経営面積> ・0.38ha	<資本装備> ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・下葉取り機 1台 ・結束機 1台、他  <その他> ・早生 8月収穫 0.2ha、 晩生 9月収穫 0.18ha ・単収は早生 30,000 本/10a、 晩生 42,000 本/10a(3年目以降)	○	○	○	○